

漢代居延における軍政系統と県との関わりについて

角 谷 常 子

【要約】 前漢時代の地方組織として、一郡の長官たる太守のもとに軍事を束ねる都尉がおかれていた。都尉は秩の上で太守ときわめて近い位置にあるだけでなく、太守と同様、府を開いて治所をもち行県することもできた。このような両者の関係は互いの暴走を防ぐ巧みなシステムとして評価されている。しかし、両者の力が拮抗しているといっても、都尉はあくまで太守の下に存在するのである。本稿は両者がその運営上いかに関わりあっていたかという実態面について、解明の手がかりを得ようとするものである。ただこの問題に関しては文献史料のみでは解決が望めないもので、簡牘を用いることにした。具体的には候官を中心とする軍政系列と民政系列の県との関係をみることになる。その結果、両者の関わる局面として、人事や事件の処理といった事柄がみられた。これらはある程度の普遍性をもつ事柄であるため、辺境における両系統の関係のみならず、内郡のそれを考える上でも参考とするに足ると考える。

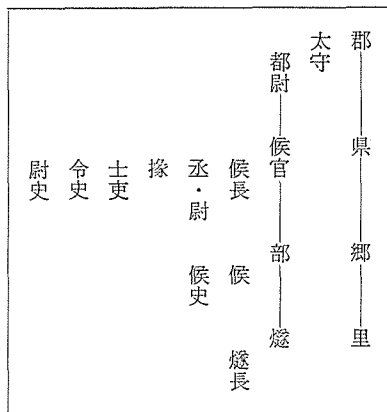
史林 七六卷一号 一九九三年一月

はじめに

漢代の地方行政組織として、郡には長官たる太守（秩二千石）と軍事を司る都尉^①（秩比二千石）がおかれ、太守と都尉との力関係はその秩からも伺えるように、拮抗したものであった。都尉は太守と同じく治所をもって府を開き、行県することのできたし、時として太守に匹敵するほどの力をもっていたことも文献上にみえている。このような両者の関係は相互に牽制しあって暴走を防ぐ巧みなシステムとして従来から高く評価されているものである。しかしながら、都尉はあくまで長官たる太守のもとで軍事のみを司り、決して治民に関与しないものである。つまり、軍政系列と民政系列とははっきり

區別されていたのである。では、具体的に都尉の率いる軍政系列は郡―県―郷―里のいわゆる民政系列と、その運営上どのように関わっていたのだろうか。換言すれば、軍政系列はどの程度民政系列から独立的に運営されていたかということである。残念ながらこの点についてはほとんど明らかになっていない。それは、この問題を解く手がかりが正史をはじめとする文献史料からはほとんど伺えないという、専ら史料的制約によるのだが、この大きな壁がある程度克服してくれそうなものとして簡牘資料がある。漢代の簡牘資料のまとまったものとしては一九三〇・三一年に発掘された居延漢簡（以下旧簡と称す）が有名であるが、最近一九七三・七四年に発掘されたいわゆる居延新簡（以下新簡と称す）の釈文の一部が『居延新簡』として公表され、新たな知見が得られるようになった。その中に今取り上げようとする問題についても手がかりが含まれているようなのである。ただ、簡牘資料が中心であるので、資料そのものの性格はふまえておかねばならない。

具体的にいえば、そこに現れる都尉は、警察機関としての内郡都尉とはやや性格を異にする、と一般にいわれる、軍事機関たる辺郡都尉なのである。確かに辺郡都尉と内郡都尉とはその地理的条件による性格の差異はあろう。しかし、軍事と警察が區別されていない当時において、それを理由に辺境における軍政・民政間の関係が内郡のそれと全く違っていたとはいえない。辺境における結果を短絡的に内郡全体に敷衍することは当然慎むべきであるが、文献だけでは知りえない以上、やはり貴重な情報として大いに参考とすべきであると考ええる。以上のような考えから本稿では簡牘資料を使って両系統の關係を探ろうとするのだが、簡牘の内容が、辺境を守る官吏や戍卒たちの日常生活や業務に関する様々な文書である為、太守と都尉との個人的な關係というよりも軍政系列と県との關係をみることになる。つまり、実際の作業では、候官を中心に行なりとされる文書の中に民政系列の県がどのような場面で現れ、どのような役割を果たしているかをみることによって両者の關係を知ろうというわけである。とはいっても、簡牘資料中に県のみえる事例は決して豊富とはいえず、旧簡においてはほとんど手がかりにならぬ程度であるが、とりあえず新簡を中心にそこから知り得る限りのことを検討し、てゆきたい。なお、行政組織と本稿で使用した書名等については以下の通り。



① 都尉に関する主な研究として藤耕望『中國地方行政制度史 卷上 秦漢地方行政制度』第三章郡尉の項、及び鎌田重雄『秦漢政治制度の

研究』がある。

一 人事権について

ある機関の独立性を測る指標の一つとして人事権があげられる。従来、漢簡に於て県が軍政系統の人事に関与することを示すものは知られていなかったが、『新簡』中にそれと覚しきものが発見され、新たな問題をなげかけた。そこでまず人事権をとりあげることにするが、その前にまず人事異動の際の判断材料とされるのは何だったのかを簡単に紹介してきた。なお、ここで対象とするのは候官以下の吏である。

第一にあげられるのはやはり勤務評定である。即ち勤務日数、勤務状況など、功勞に関わる事である。① 功とはてがら、勞とは勤務日数のことで、従って功は一つ二つ、勞は日数で数える。吏の勤務状況については戍卒同様、逐一記録され、

『旧簡』：『居延漢簡積文合校』（文物出版社 一九八七年）。図版は勞幹『居延漢簡 図版之部』（中央研究院歷史語言研究所 一九七七年再版）を参照した。『新簡』：『居延新簡』（文物出版社 一九九〇年）。引用した簡牘には、旧簡には原簡番号と出土地（破は破城子で甲渠候官址。地は地湾で肩水候官址。大は大湾で肩水都尉府址。）を、新簡には『新簡』の簡番号を付した。積文は原則として『合校』と『新簡』に従った。簡文中の読点は筆者がつけたものである。又、記号は以下の如く『新簡』の凡例に従う。□…一字積読不能。…二字以上積読不能。☐…簡が断裂している。┌…簡の左側が欠けている。┐…簡文が次行と連続している。

評価の資料となる。吏の労には日迹(天田のみまわり)や秋射(毎年秋に候長・士吏・燧長らに課される弓の試験)に関する労の如くよく知られたものの他に次のようなものがある。具体例をあげておこう。

1 始建國三年九月壬午朔辛亥、甲溝鄴候□敢言之、謹移駟望燧長

張曼乘塞外簿謁以詔書增曼勞敢言之

EPT五九・三四八

これは、甲渠候(甲渠候官長)が駟望燧長の「乘塞外簿」を送って労を増すよう申請したのだが、このような申請を受けて都尉府が増労を決定した、その決定の内容を示すのが次の簡である。

2 □□□隊長上造李欽

始建國三年十月旦乘塞外盡三年九月晦積三百□
張掖延城大尉元丞音以詔書增欽勞□□

EPT五九・三三九

これによると危険な勤務の故であろうか、塞外勤務をすると詔書の定めるところによって増労されたようである。この他業務内容に関するものでいえば、次のようなものがある。

3 官去府七十里晝一日一夜當行百六十里晝積二日少半日乃到解何、書到各推辟界中

必得事案到如律令言會月廿六日會月廿四日

EPS四T二・一・八A

4 不中程百里、罰金半兩、過百里至二百里一兩、過二百里二兩

不中程車一里、奪吏主者勞各一日、二里奪令□各一日

EPS四T二・一・八B

文書伝達に関しては所要時間の規定があり、規定通り行われぬ時には譴責されることになっている。ここにも見える「車一里の場合は責任者の吏の労一日を奪う」というのも、その類のことで、吏が労を奪われる一つの例を示している。

以上、いくつかの例を通して吏の勤務状況が功勞という形で評価されていたことをみたが、個人の評価はただ功勞のみで決まるものではなく、異動の際にはこの他にも考慮される項目があった。次にこのことを簡単に紹介しておきたい。参考となる簡をあげる。

5 肩水候官執胡隧長公大夫奚路人、中勞三歳一月、能書會計、治官民、頗知律令、文、年卅七歳、長七尺五寸氏池宜葉里家去官六
 百五十里 一七九・四・地

これと同じ書式の簡は甲渠候官址、肩水候官址、金關址からも出土しており、候官から提出された吏の勤務評価を都尉が太守に送り、太守府がそれに基づいて表彰さるべき者について冊書に作成したものと解されている。②この中で評価に関係しそうな言葉をみると、「功勞」（但、この場合は勞のみ）「能書會計」「治官民」「知律令」「文」（武の場合もある）がある。即ち、勤務実績の他、読み書き算盤、統率力、法律に関する知識、文・武の別について評価されているのである。ただ、この類の簡に共通してみえるこれらの語は単なる誉め言葉であって能書や會計にしても、本来の意味はさほど意識されていないかもしれないが、やはり評価のポイントは知ることができる。辺境とはいえかなり厳密な文書行政が行われていたといわれていることからみても書記能力は重要だったはずで、それは、

6 居延甲渠第二隊長居延広都里公乘陳安國年六十三、建昭四年八月辛亥除 不史

EPT 五一・四

のように、史あるいは不史として記されている。

吏の任免・昇進・降格は勤務状況をはじめ、これらいろいろな能力、条件を考慮して決定されてゆく。このように人事異動に際してはあらゆるデータが参考とされるが、それらのデータは燧から部、そして候官へと集められ都尉府に送られて行く一方、下級機関から報告を受けた都尉府は、随時それをチェックあるいは調査するのである。つまり、吏の人事に関する資料は候官で一通り揃い、それを都尉府が受け取っているわけだから、人事を決定できる条件としては候官も都尉府も同じということになる。一般に県の令（長）・丞は天子の勅任官だが、それ以下の吏については、任命権は当該県の長官がもつといわれている。では、候官以下の吏については、民政系統の県に相当するところの候官が任命権をもっているのだろうか。次にいよいよ人事権の所在についてみてゆくことにする。なお、ここでいう人事権とは、人事の異動を決定する権利、と考える。

従来、吏の人事権は都尉府にあるとされ、都尉府には人事を主る官である功曹がおかれていたことも知られている。そして漢簡においてその有力な証拠としてあげられるのが、次のような異なる候官間での異動を示す簡である。

7 移居延、第五際長輔選補居延令史、即日遣之官●一事一封 十月癸未令史賞徹封入

四〇・二一・破

8 居延擊胡際長孤山里公乘棗熹年卅、徙補甲渠候史代張赦

三・一九・破

9 甲渠當曲際長□里公乘張札年卅七 能不宜其官、換為殄北宿蘇第六際長代徐延寿

EPT五二・六三

7は甲渠候官から居延候官(第五燧は甲渠候官所屬)へ、8はその逆で、居延候官から甲渠候官へ、9は甲渠候官から殄北候官への異動である。このように異なる候官間で人事異動が行われるということは、両候官共通の上級機関、即ち都尉府に人事権があると考えるのが最も妥当だからである。都尉府に人事権があることを示す資料は他にもある。例えば、

10 ●甲渠言、餅庭士吏李奉、際長陳安國等年老病、請斥免、言府●一事集封

EPT五一・三一九

のように、甲渠候官が居延都尉府に吏を斥免しよう申請している。ちなみにこの陳安國は「年老病」とあるが簡6に見える陳安國と同一人物だとすれば、彼は六三歳で燧長に叙せられたことがわかる。それはともかく、候官がこのような申請をするには、部から候官に同様の申請があり、それをうけて行つたものであろう。例えば、

11 河平元年九月戊戌朔丙辰、不侵守候長士吏猛敢言之、將軍行塞舉

駟望際長杜未央所帶劍刃塞狗少一、未央貧急鞠弱毋以塞舉請

EPT五九・三

12 序免、謁言官、敢言之

EPT五九・四

がそれにあたる。そして申請をうけた都尉府は審査の上、決定を下すことになる。

13 元寿二年十二月庚寅朔戊申、張掖居延都尉博、庫守丞賢兼行丞事謂甲渠部候、言候長楊褒私使卒并積

一日、賣羊部吏故貴卅五不日迹一日以上、際長張譚毋狀、請序免、有書、案褒私使卒并積一日、際長張

EPT五九・五四八A

これは甲渠鄯候（＝候官の長）が、候長の楊褒と燧長の張譚を斥免してもらいたいと申請してきたのをうけて、居延都尉の博と守丞の賢が答申したものである。これに続く簡が不明なため、残念ながらどのような結果になったのかはわからないが、これらの例から、都尉府が免官を決定していたことがわかる。もちろん免官だけではない。候官が斥免の申請をすることはすでにみたが、除補の申請を行っている簡もあるので確認しておこう。

14 缺唯府除補叩頭死罪敢言之

EPT七・四一

これは前にあったはずの簡が不明だが、吏に欠員が生じたため都尉府に除補を申請するという内容である。この他に次のようなものもある。

15 甲渠言、尉史陽貧困不田數病

● 欲補燧長宜可聽

EPF二一・三二七

候官の文吏である尉史の陽が貧困でかつ病気がちなので、彼を燧長に配置がえしたいが許可してもらいたい、という内容であろう。貧困で病気がちな人は尉史は勤まらぬが燧長は勤まるというのも納得できないが、一応このように解しておく。以上みてきたように、免官、除任そして配置転換と、候官からの申請をうけて都尉府がすべて決定権をもっているといえよう。

しかしながら、先にもふれたように県の人事権を思わせるものが発見されたのである。それは、

16 牒書、吏遷斥免、給仕補者四人、人一牒

建武五年八月甲辰朔丙午、居延 令 丞審告尉、謂郷、移甲渠候官、聽書從事如律令

EPF二一・五六A

17 甲渠候官尉史鄒駿

遷缺

EPF二一・五七

18 故吏陽里上造梁普年五十

今除補甲渠候官尉史

代鄒駿

EPF二一・五八

19 甲渠候官斗食令史孫良

遷缺

EPF二一・五九

20 宜殺亭長孤山里大夫孫沈年五十七 □事

令除補甲渠候官斗令史

代孫良

EPF二一・六〇

という冊書である。大庭氏によれば、これは居延県から関係官たる県尉・郷・甲渠候官にあてて送られた人事異動・配置転換についての通知である。ここでもう少し「通知」の意味を考えてみようと思う。

まず確認しておきたいのは、この冊書の内容は県の裁量で行った最終決定であるということである。つまり、あらかじめ都尉府にお伺いをたてて決定してもらったものを県の名において出したものではないということである。なぜなら、一般に上級機関からの決定を伝える場合、伝達事項が上級機関からのものであることに全く触れず、自らの決定であるかのように下達することはなかったと思われるからである。人事権の所在を考えるとまずこのことに少しふれておきたい。下達文書といってもさまざまなレベルのものがあるが、詔書についてはすでに大庭氏の研究があるので、氏の復元になる冊書から下達のされかたをみておこう。必要な部分のみかかげる。

21 御史大夫吉昧死言（以下略）

一〇・二七・地

22 制曰可

三三二・二六・地

23 元康五年二月癸丑朔癸亥、御史大夫吉下丞相、承書從事下當

用者如詔書

一〇・三三・地

24 二月丁卯、丞相相下車騎將軍中二千石郡太守諸侯相、承書從事下當用者如詔書（以下略）

一〇・三〇・地

25 三月丙午、張掖長史延行太守事肩水倉長湯兼行丞事下屬國農部都尉小府縣官、承書從事

下當用者如詔書（以下略）

一〇・三二・地

26 閏月丁巳、張掖肩水城尉誼以近次兼行都尉事下候城尉、承書從事下當

用者如詔書（以下略）

一〇・二九・地

27 閏月庚申、肩水土吏橫以私印行候事下尉候長、承書從事下

當用者如詔書（以下略）

一〇・三一・地

21が上奏文、22はその上奏に対して皇帝が許可を与えたもので、これで詔書となる。さて23で、御史大夫から丞相に詔書が下されて以来27で肩水候官に到達するまで、各官庁は「承書從事下當用者如詔書」といういわゆる詔後行下の辞を付し24・25・26と一箇所つ足して伝えている。例えば27の肩水候官では、さらに下級機関に伝達する際、詔書のみを書いて途中経過、即ち24・25・26を省略したりはしない。すべて写して伝えてゆくのである。従って日付をみると年号が変わらない限り24以下は月から始まっている。大庭氏によって明らかにされたこのような原則は詔書以外でも同様で、新簡の「甘露二年丞相御史律令」あるいは「甘露二年御史書」、「甘露二年丞相御史書」と呼ばれる冊書をはじめいくつか例をあげる事ができるが、ここでは、候官が都尉府からの命令をうけ、それを部に伝える場合を見ておくことにしたい。

28 建武五年八月甲辰朔戊申、張掖居延城司馬武以近秩次行都尉文書事以居延倉長印封丞郡告勸農掾

褒史尚謂官縣（以下略）書到（以下略）

EPF二二・一五三A

29 （上略）如律令

EPF二二・一五四

（略）

30 八月庚戌、甲渠候長 以私印行候文書事告尉、謂第四候長憲等、寫移

EPF二二・一五八

31 檄到（以下略）

EPF二二・一五九

32 （上略）如府書律令

EPF二二・一六〇

28・29は都尉から発せられた社禱の祠りに関する命令で29の次の省略部分に祠りの日取りがあり、30以下がこれを受けた甲渠候官が候官の尉と第四候長に下した命令である。これもやはり候官は28から32まで全てを下達している（なぜなら、30には年号がない）。また「写移檄」（都尉府からの命令を写して送ったこの檄）という語も、候官が決めたことを候官から発信したものでないことを示している。これらの冊書からわかるように、下達の際には、上級官庁から下された命令文を書き写

し、その後に当該官から下級官庁へむけての命令文を書き足すという形で伝えられていったと思われる。ただその厳密さについては、節略するなど、多少精粗はあったかもしれないが。このように命令の発信場所を明確にするという原則は、実は上達文書の文言からも推測できる。なぜなら、上達文書にはその前提となった下達文書を引用するのが常であったからである。このことについてもすでに大庭氏が明らかにされているので蛇足はさける。

以上みてきたように、上級機関からの命令を下達する際にはどこからの命令であるかを明示したものと考えられる。だとすれば、先の冊書は、年号が冠せられていること、上級機関からの命令であることを示す言葉が用いられていないことから、県の発信であったかつその内容は都尉府ではなく、県が決定した事柄であったことになる。となると、やはり県に人事権があったと解せざるを得ない。

では、このことはどう理解すればよいのだろうか。これに関して永田氏は、候官が都尉府に対して県に欠員を補充させてほしいと要請した簡を根拠に、「県令が軍政系列の人事に關与するのは、軍政系列からの特別な要請があつて補充する場合には限られていたものと考える」とされた^⑧とされた。確かに、県が依頼されもしないのに軍政系列の人事に介入することはありえないから、都尉府からの命によってはじめて關与したと考えるのが妥当であろう。先の冊書においても、県は都尉府に宛てては発していないが、別の文書で都尉府に報告していたはずである。

では、県が人事に關与したことを示すこの冊書を手がかりに県の人事にかかると思われるものをもう少し捜してみよう。それは冊書における簡19と同形式、即ち永田氏の分類では官職、本籍、爵位、姓名、年齢、今除為某官代某(姓名)という形式にまとめられているものである^⑨。転任ではなく民間からの起用なので、冒頭の官職名がなく、本籍からはじまるか、官職名の代わりに故吏(故の吏)とか修行といった語が冠せられる。例をあげる。

33 饒得定國里饒夷王遺年廿□

今肩水當井陸長代□偃

一八三・六・地

34 饒得長桑里公土董得祿年卅

今除為甲渠候□

EPT五二・四〇三

- 35 脩行孤山里公乘范弘年廿一 今除爲甲渠尉史代主輔 二八五・三・破
- 36 脩行……□□□年十八 今除補甲溝終古際際長代張薄 EPT二・一一
- 37 故吏居延安國里公乘龍世年廿五 今除爲甲渠尉史代許昌□ EPT二・七
- この他にも数例あるが、いずれも燧長か尉史に除せられている。さらに、県の人事関与についての興味深い簡を紹介しておきたい。

38 阜単衣毋鞍馬、不文史、詰責駿対曰、前爲縣校弟子未嘗爲吏、貧困毋以具阜単衣

冠鞍馬、謹案尉史給官曹治簿書、府官繇使乘辺候望爲百姓藩幣、縣不肯除

EPT五九・五八

これは前後の簡が不明であるため、どのような内容のものか正確には把握しがたいが、ひとまず次のように解しておく。某吏（おそらく尉史）は阜単衣も鞍馬もなく、しかも文史でない。これはどういふことかと問い正された駿なる人物が答えて言う。以前、県のためにまだ吏になつたことのない弟子を調べましたが、彼等は貧困で阜単衣、冠、鞍馬を具えることができません。謹んで思いますに、尉史というのは候官に給仕して簿書を治め、府（都尉府）の仕事で候望にも従事して人々の盾となる重要な職であるので、県は除することを承知せず……。ここでは尉史の人事に関して県は「不肯除」としてゐるが、すでに見たように、県は尉史の人事に關与しているのだから、これは決して「規定として県は尉史の人事は行わない」ということではない。この場合はたまたま県に適任者がいかなかったので「不肯除」となったのだろう。ただここで注目したいのは、その「任に適う」基準が経済的条件となつてゐることである。漢簡中には簡11や、簡15に見られるような「貧困」「貧窮」を理由に左遷や斥免されている例がいくつかあるし、

39 貧寒燧長夏□等罷休、當還入十五日食石五斗、各如牒檄到□付

EPF二二・二九四

40 第十隊長田宏 貧寒罷休 當還九月十五日食

EPF二二・二九六

の如く、「貧寒」のために「罷休」となつた燧長が食料を返還している例もある。さらにこれとは逆に、

のように「富」史で鞍馬弓楨を持っていることを理由に再び候史になりたいという内容のものもみえる。このように吏となるには一定の経済的条件を備えていることが必要だったのである。^⑨先に吏の任免の判定材料をみたが、ここに経済的条件をその主要項目として付け加えることができる。

以上のように県が人事に関与した例は少なからずみいだせるが、ではどのような時に県が人事に関与するのだろうか。換言すれば都尉府はどのような時に県に要請するのかということを考えてみたい。もちろん、新任官を採用する場合は県に要請するであろう。具体的に言えば、候官から除補の申請を受けた都尉府は、まず管轄下に適任者を捜し、どうしても補充せねばならなくなると県に依頼する、という形がまず考えられる。しかし、実際はこのようなパターンだけではない。それは、候官が都尉府に欠員補充を要請する際、府に除補してもらいたいという場合(簡14)の他に、

42 甲渠言、吏遷缺、令居延備補、言
府

三三・二・破

というように、県に除補してもらいたいという場合があるからである。^⑩このように、除補の申請の時点で候官が「県に」と指定してくるのは、都尉府に人事権がある以上差し出がましさを感ぜしめはしまいか。とすると、逆に、これが別段差し出がましいことではないだけの理由、例えばこれこれの場合には県に要請することといった決まり、つまり都尉府があれこれ考えるまでもなく県に依頼すべき人事の存在を想定すべきではないか、と考えるのである。残念ながらその決まりがどのようなものであるかの手がかりがつかめないのだが。

さて、人事権の所在をめぐって考察してきたが、これまでに明らかにしたことをまとめておこう。候官以下の吏の人事権は都尉府がもっている。ただし、新任官の補充が必要な時には都尉府からの依頼を受けた県が人事を決定することになるが、こればかりでなく、ある一定の条件下では県が除することになっていた場合もあったことが考えられた。吏の任

用にあたっては、経済的条件をはじめいくつかの基準があつて、それをクリアしなければならぬ。特に経済的条件については、すでに任用されていても途中で条件を満たさなくなった者は「罷休」となるなど、かなり厳しいようである。更に欠員が生じるのは、老齢、病氣あるいは犯罪といった理由に加えて経済的不適合という場合もあるので、県に除補を依頼するのもそれほど珍しいことではなかったかもしれない。また県に依頼すべき人事の存在や、さらに先の冊書(簡16~20)において、県で決定された人事が都尉府を通じて候官以下に知らされるのではなく、県から直接知らされていることから軍事系統の人事に対する県の関与の強さを伺うことができよう。

さてこれまで、民政系統と軍事系統との関わりを知る手がかりの一つとして人事の問題を取り上げたので、主に県の役割に注目してきたのだが、最後に本論とは直接関係はないが、人事という点で候官の機能について若干触れておきたい。

候官に人事権がなかったことはすでに明らかであるが、永田氏は、

43 ● 候詣府謂第七隧長由兼行候事●一事一封

二一四・三五・破

を根拠として行官の場合は候官が任命できたことを指摘されているが、これに加えて次のような簡がある。^①

- 44 建武五年四月丙午朔癸酉、甲渠守候 謂第十四
- 45 際長孝、書到聽書從事如律令
- 46 第十士吏馮匡 斥免缺
- 47 第十四際長李孝 今調守第十守士吏
- 48 建武五年四月丙午朔癸酉、甲渠守候 謂第十守
- 49 士吏孝、書到聽書從事如律令
- 50 萬歲候長何憲 守卅井塞尉
- 51 第十守士吏李孝 今調守萬歲候長、有代罷

E P F 二二・二五〇 A

E P F 二二・二五一

E P F 二二・二五三

E P F 二二・二五二

E P F 二二・二五四 A

E P F 二二・二五五

E P F 二二・二五七

E P F 二二・二五六

これを見ると、同じ日付（四月丙午朔癸酉）で甲渠守候某が、第十四燧長の李孝を第十守土吏とする決定と、その第十守土吏となった李孝をさらに守万歳候長とする決定を下すというやや不可解なことを行っているのだが、とにかく、これは都尉府でもなく県でもなく、甲渠候官自らが決定して下達した文書である。しかし、そうだとすれば簡50の、万歳候長何憲が守卅井塞尉になることの説明がつきにくい。なぜなら、万歳候は甲渠候官所屬であるから、これは甲渠候官から卅井候官への、即ち異なる候官間の人事ということになり、候官が人事を決定したとは考えがたいからである。が、だからといって、このことからこの文書が都尉府の決定を候官がとりつぐ形で下達したものとみなすのは、これまでの考察から無理である。実は候官が決定したのは李孝の人事であって馮匡や何憲の人事ではない。つまりこの文書は李孝宛であって何憲は対象になっていないことから、馮匡及び何憲の人事と李孝の人事との間には時間的差があったと考えられるのである。そうすると、この冊書は候官に人事権があったことを示すようにみえるが、その内容を見るといざずれも守官である。つまり、真官の人事権はやはり認められないものの、行官のみならず、守官についても候官が任命できたことがわかる。

これともう一つ。欠員補充の際、候官は後任を推薦することができたということである。例えば、

52 貧急軟弱不任職、請斥免、可補者名如牒書

二三一・二九・破

とあるのがそれであるが、この牒とは、

53 故吏閭田金城里五士周青年三十二、可補高沙際長代張意

EPT二七・八

54 陽里公乘營千秋年卅五 伉健可授為臨之隄

EPT六五・四三〇

の如きものであったかもしれない。以上、候官については守官の任命と真官の推薦権のあったことを付け加えておきたい。

① 功勞に因しては大庭脩『秦漢法制史研究』（創文社 一九八二年）第六章を参照。

の詔官簿を中心として——」及び同氏『再び漢代辺郡の候官について』（ともに同著『居延漢簡の研究』同期舎 一九八九年）を参照。

② 大庭脩『木簡学入門』（講談社学術文庫 一九八四年）

④ 大庭脩『秦漢法制史研究』第六章（前掲）。

③ 永田英正「居延漢簡にみえる候官についての一試論——破城子出土

⑤ 同書 第二章。

⑥ 永田英正「再び漢代辺郡の候官について」（前掲）。

⑦ 永田英正 前掲書 三三二頁。

⑧ 修行には徳目の一つという見方と『漢統書』百官志所引『漢官』に

「河南尹……諸県……脩行二百三十人」とある如く、県の吏とみる見

方があるが、いずれにしても県の人事にかかるものとなる。

⑨ 吏になるために経済的条件が必要であったことは、永田英正氏が一

九九一年五月二五日、東方学会（関西部会）に於て、「新居延漢簡の概観」と題する講演の中で指摘されたとのことである。筆者は講演を聞くことはできなかったが、後日永田氏から直接その旨を伺った。

⑩ この他にEPT五九・三九、EPF二二・三五一がある。

⑪ 永田英正「再び漢代辺郡の候官について」（前掲）。

二 事件・犯罪の処理

事件やトラブルがおこった場合、それがどのように処理、解決されるのかについてみてみることにする。漢簡にみえるトラブルで最も多いのが貸借をめぐるもので、その解決にあたっては候官が積極的に関わっていることが明らかになっている。はじめにこれを見ておくことにする。

55 三壘障長徐宗 自言故霸胡亭長寧就舍錢二千三百卅、數責不可得

三・四・破

これは燧長の徐宗が、霸胡亭長に貸した錢を何度取り立てても返してくれないと申し立てたもので、まず、このような訴えが候官に送られてくる。するとそれを受けた候官は調査を行う。

56 「責不可得、書到驗問審負知君錢白報、謹驗問當辭曰、迺十一月中從知君

EPT五九・一三

これは候官で作成されたものか、部で作成されたものかは不明だが、当なる人物が知君から借りた金を返済しないことに關して調査した報告書である。このように事実關係が明らかになると、とりたてとなる。

57 不侵守候長成赦之、責廣地障長喟豐錢八百、移廣地候官 ●一事一封 八月壬子尉史并封

五八・一一・破

58 第廿三候長趙佃、責居延陽里常池馬錢九千五百、移居延、收責重 ●一事一封十一月壬申令史同奏封

三五・四・破

57は甲渠候官（不侵守候長が所屬する）から広地候官に、58は甲渠候官（第廿三候長が所屬する）が、債務者のいる居延県に各々

取り立てを依頼したものである。このように、調査や取り立てについてはいちいち都尉府を通さず、直接候官同士あるいは候官と県との間でやりとりがなされている。そして取り立ての結果、なお返済しない場合は、

59 ……官告第四候長徐卿、鄒卒 周利自言、當責第七隱長季由

……百、記到、持由三月奉 錢詣官、會月三日有

二八五・一二・破

のように、債務者の俸給を差し押さえる命令が出されることもあった。候官は返済命令に応じない者にペナルティーを課すことができたのである。

今みた借金取り立てのように、トラブル発生、調査、事実関係確定、処罰という流れは当然いかなる場合にもあてはまる。例えば、吏卒の勤務上の過失に関して。吏卒の勤務状況は逐一記録がとられ、候官から都尉府に送られるだけでなく、都尉府もまた独自に調査し、帳簿をチェックしていたことが明らかにされている。そしてこの過程で発見された過失について都尉府や候官は調査し、事実関係を明確にする。漢簡中には都尉府や候官が、候官や部に過失を指摘し、申し開きを求めたものや、それに答えた内容のものが見えている。では、これらの過失に対する罰はどこで決定されるのだろうか。候官が部の過失を発見した場合を次の冊書でみてみよう。

60 十一月郵書留遲不中程、各如牒、晏等知郵書數留遲為府發不事拘校、所委 五五・一一、一三七・六、二二四・三・破

61 任小吏、忘爲中程、甚毋狀、方譏罰、檢到各相與邸校定吏當坐者、言須行法 五五・一三、二二四・一四、二二四・一五・破

62 毋忽、如律令、會月十六日 五五・二三・破

これは鶉飼氏によって復元された^①、甲渠候官発臨木候宛の冊書の後半部である。臨木が提出した十一月の郵書記録を調べてみると何度か規定より遅れたことがあったが、晏らはそのことを知りながら放置しておいた。この晏らの過失に対して甲渠候官が罰を議するため、月の十六日に集まるように命じているのである。もう一例。こんどは都尉府によって過失が指摘された場合である。

63 候史廣徳坐不循行部、塗亭、趣具諸當所具者、各如府都史舉、部繡不畢、又省官檄書不會會日、督五十

EPT五七・一〇八A

候史の広徳は都尉府の都吏の指摘の通り、所轄内の巡行、亭の壁塗り、備品の配備のいずれについても過失があり、また部の繡も不備である。さらに指定の出頭日にも来なかったため、杖打ち五十回の罰を与える、という内容である。これら二例と先の俸給差し押さえの例、さらに、

64 乏候望亂捕詣官行法戒之

EPF二二・五五一

の如く、候官に行つて法を行ない戒（械）す、という例から見ると、候官以下の吏卒に対する罰は候官で決められたと考えられる。そして候官では、

65 戍卒東郡畔戍里斬龜

坐乃四月中不審日行道到屋蘭界中、與戍卒函何陽爭言闘以劍擊傷右手指二所 ●地節三年八日己酉械繫

一三・六・地

の如く、名前と罪状と処罰を記した記録が作成され、こうした裁判関係の帳簿は一年分をまとめて都尉府に報告していた。なお、この簡に「械繫」とみえるが、械繫された場所は候官であろう。これは、

66 城北候長充職事數母狀、詣官自繫、八月甲申平旦入

乙付四七

にみえるように、候官は罪人の身柄を拘束することができたことからわかる。これらのことから、候官には獄があったと思われるのである。

以上みてきたように、候官では職務上の過失だけでなく、借金取り立てから戍卒の傷害事件と、様々な内容の案件を扱い、調査し処罰していたことがわかる。

さて、それでは都尉以下のいわゆる軍政系列でおこった事件や過失については全て軍政系列内で処理されたと考えてよいのだろうか。そうではなさそうである。これには、『新簡』に、いくつか紹介されている劾状（劾と状）が参考となろう。

EPT六八出土の二三五枚の簡はほとんどがこの劾状関係のもので、冊書としてまとまった形で出土したものもいくつかあり、当時の裁判制度の研究に貴重な資料を提供している。やや長きにわたるが、一例を掲げて検討したい。ただ、劾状が冊書として出土したのは初めてで、書式その他の文書形式についても今の段階では明らかでない。従ってここでは『新簡』の配列のままを示しておくことにする。

- | | | |
|----|-------------------------------|----------|
| 67 | 建武五年五月乙亥朔丁丑主官令史譚敢言之 | EPT六八・一 |
| 68 | 謹移劾状一編敢言之 | EPT六八・二 |
| 69 | 五月丁丑甲渠守候博移居延写移如律令 / 掾譚 | EPT六八・三 |
| 70 | 甲渠塞百石土吏居延安國里公乘馮匡年卅二歲始建國天鳳上戊六年 | EPT六八・四 |
| 71 | 三月己亥除署第四部病欬短氣主亭陸七所哢呼 | EPT六八・五 |
| 72 | 七月□□除署除四部土吏□匡軟弱不任吏職以令斥免 | EPT六八・六 |
| 73 | 建武五年五月乙亥朔丁丑主官令史譚敢移 | EPT六八・七 |
| 74 | 居延獄以律令從事 | EPT六八・八 |
| 75 | ●狀辭公乘居延鞬汗里年卅九歲姓夏侯氏爲甲渠 | EPT六八・九 |
| 76 | 候官斗食令史署主官以主領吏備盜賊爲職土吏馮匡 | EPT六八・一〇 |
| 77 | 始建國天鳳上戊六年七月壬辰除署第十部土吏案匡 | EPT六八・一一 |
| 78 | 軟弱不任吏職以令斥免 | EPT六八・一二 |

まず、文書の流れからいえば、建武五年五月乙亥朔丁丑(二日)、主官令史(候官の吏)の夏侯譚が土吏の馮匡に関する弾劾状を作成し、候官に送った。それを受け取った候官は同日、守候の博がさらに居延に送った、というものである。また内容、甲渠候官所属の第十部の土吏馮匡が、軟弱で吏職にたえないということを弾劾したものである。漢簡にみえる劾状

の制作者は主官令史ないしは令史が多いが、候長、候史、燧長の場合もある。一方、劾されている方はどうかというところ、士吏の他には候長、亭長、燧長、民間人がみえる。また、弾劾の理由については「鬪傷」「盜官兵持禁物」「鬪越塞」「燔拳不如品約（のろしのあげ方が規定通りでない）で不憂事辺」「奉詔不謹不敬」などとみえ、職務上の重大な過失の他、骨に達するほどの傷を負わせるような傷害事件や官の武器や銭を盗んだ上、塞を越えて逃亡するといった凶悪事件が目立つ。

では、これら劾状はどこへ送られるのだろうか。破城子出土の劾状には全て居延、居延獄と書かれている。この居延とはどこを指しているのだろうか。居延と名のつくのは都尉府、候官、県の三つであるが、甲渠候官から居延候官に送っても意味がないので、都尉府が県ということになるが、これは県であろう。その理由の一つは、普通都尉府のことは居延とは言わず府と言うのである。従って仮に都尉府に獄があるとすれば、府獄というのではないかと思われる。もう一つの理由は以下の如くである。獄の上に地名ないし機関名を冠したものをみると次のようなものがある。

79 元康二年九月丁酉朔庚申、肩水候長生敢言之、謹寫移

唯官移昭武獄敢言之

一〇・一一・地

80 𠄎𠄎𠄎 劾移昭武獄 𠄎

二一九・六・地

81 正月丁未甲溝鄯守候君寫移閭田獄如律令

九五・四・破

79は劾状の一部かどうかわからない。『新簡』の劾状の諸例とは異なる書き方である。これに対して80は劾状のようであるが、写真ではほとんど読めないので一応釈文通り掲げておいた。81も劾状ではないかもしれない。候官の長（この場合は守官だが）が獄に移す、という書き方が『新簡』の劾状の諸例にはないからである。しかし、劾状か否かはおくとしても、これら昭武獄、閭田獄の昭武、閭田というのは県であって都尉府ではない。^③とすると、先の居延獄も居延県の獄であろうと思われる。このように都尉府や候官に向けて弾劾するのではなく、県の獄へ送られるのである。従って容疑者も候官の獄に繋がるのではなく県の獄に繋がるのだろう。『新簡』の劾状冊書の中には、犯人が逃亡中で劾状だけが送られて

いるものもあるが、犯人を獄に連れて行く(将某詣居延獄)と書かれたものもある。

さて、先の馮匡の場合であるが、軟弱不任吏職と劾され「以令斥免」と記されていることからみると、彼は劾状通り、軟弱不任吏職と認められれば免官という罰を受けると思われるのだが、実は彼は劾状が送られた時点ですでに斥免されていたのである。それは前にも示した次の冊書から知ることができる。

82 建武五年四月丙午朔癸酉、甲渠守候 謂第十四

EPF二二・二五〇A

83 際長孝書到聰書從事如律令

EPF二二・二五一

84 第十士吏馮匡

斥免缺

EPF二二・二五三

85 第十四際長李孝

今調守第十守士吏

EPF二二・二五二

丙午朔癸酉は二八日にあたる。先の劬状が五月二日であったから、彼は四日前の時点で「斥免」されていて、第十士吏のポストは「缺」員となっていたのである。この文書は候官発のものであるが、すでにみたように吏の任免権は基本的には都尉府がもっていたから、馮匡が斥免されたのは四月二八日以前であったということになる。つまり候官は、

86 貧急軟弱不任職、請斥免、可補者名如牒書

二三一・二九・破

のように、都尉府に任免を請うて許されたので、李孝を第十守士吏に任命したのである。とすると、馮匡は都尉府によって軟弱不任吏職のかどで免ぜられた上、さらに県獄に劬状が送られたことになるが、これはどう解釈すればよいのだろうか。

それを考える前にまず不任吏職について少し触れておきたい。この「不任職」あるいは「軟弱不任職」というのは文獻中にもみられるので例をいくつかみておこう。

1 元朔元年……有司奏議曰、「今詔書……令二千石舉孝廉、所以化元元、移風易俗也。不孝者、不奉詔、当以不敬論。不察廉、不勝任也、當免。」奏可。

漢書 卷六 武帝紀

2 (尹賞)……戒其諸子曰「丈夫為吏……一坐軟弱不勝任免、終身廢棄無有赦時、其羞辱甚於貪汚坐臧、慎母然」

漢書 卷九十 酷吏

3 (曹褒)……再遷園令、……時它郡盜徒五人來入園界、吏捕得之。陳留太守馬敞聞而疾惡、風臧殺之。褒勅吏曰「……今承旨而殺之、是逆天心、順府意也。其罰重矣。……」遂不為殺。敞奏褒弱、免官歸郡、為功曹。 後漢書 列伝卷二五 曹褒

これらは二千石や県令の例であるが、「不任職」とは要するに職務を遂行する力がないということで、これに問われれば免官となつて「終身廢棄」されてしまうかもしれない程の重大な罪であったことがわかる。職にたえない内容としては、1のように察廉しなかつたり、盜賊が減る等の実効があげられない（酷吏として聞こえた尹賞のようにやり方は問題でない）といったように、その職に最も求められ、最も重視されている仕事をする力がないということである。これを漢簡中に見てみると、「不任吏職」の内容を示すものとしては次のような簡がある。

87 ●候長王疆王霸坐毋辨護不勝任、免、移名府●一事集封 八月丙午掾疆封

三一七・二一・破

88 □兵弩不桒持、案業軟弱不任吏職、以令斥免、它如爰書敢

E P F 二二・六八九

87の弁護するなしとは具体的にどういうことかよくわからないが、漢簡では88に「兵弩不桒持」とあるような備品の不備に関するものが多い。辺境を守る吏としてはやはり武器や軍事施設の整備は最重要課題であったからだろう。そして漢簡でも不任職の者はみな斥免されている。これは先の勁状にもあったように、令の規定に基づく処分である。ちなみに職務遂行能力がないという点でよく似たものとして「能不宜其官」というのがある。これは程度としては「不任吏職」より軽いので、その処分としては配置転換となる。

さて、これまで不任吏職の重大さについてみてきたが、これに問われた者は、先にみた職務上の過失を犯した者と同じように、候官によって調査、処罰されたものではなかった。それはもう都尉府の権限の範囲ではなかったのである。それは、すでに都尉府によって斥免しておきながら改めて候官が県の獄に劾状を送っていることから明らかである。つまり、馮匡

の処分については、斥免したかしないかの事実の問題ではなく、獄に送ってしかるべき手続きをふんではじめて完結すべき問題だということである。都尉府は吏の任免権を行使したにすぎなかったのである。とはいっても馮匡の場合はやはり本来の順序ではないように思われる。それは、現場としては辺境守備に重大な支障をきたすような能力のない吏はすぐやめさせて新たな人材を投入すればそれでいいのであって、都尉府でまずやめさせておいた、という実際的な処理の仕方だったのではないだろうか。その上で過失の大きさからいって、本来獄にまわすべきことであるため、形式的にしる劾状を作成して送った、と想像するのである。このように軍政系列内でおこった様々な公私の事件や過失については、候官を中心として調査や処罰が行われ、候官には身柄を拘束しておく場所（いわゆる獄）もあつたと思われるが、全ての案件を扱いたくわけではなく、候官から（都尉府を介さずに）県の獄に移して処理されるものもあつたのである。

① 鶴飼昌男「居延漢簡にみえる文書の通伝について」『史泉』六〇
一九八四年。

② EPT六八・四七に「新占民」とみえる。

③ 昭武は『漢書』の地理志にも掲載があるが、間田県というのは史書にみえない。しかしこれについてはすでに森鹿三氏が「居延出土の王莽簡」（同著『東洋学研究 居延漢簡篇』同朋舎 一九七五年）に於て間田を王莽簡の一指標として指摘し、次のように説明しておられる。間田なる語の典拠は『礼記』王制で「未封の地」のこと。『漢書』王莽

伝にもこの語がみえ、「結局は皇帝直轄の郡県」であると。従って間田は固有名詞ではないのである（事実敦煌簡にもみえている）。だから居延簡において、居成間田（居成は居延のこと。王莽時代に改称された）と書かれた例が四例あるが、これが正式名称であつて、単に間田と書いているのはその省略形と思われる。しかしこの省略形の用法の方がはるかに多いのは、当該地域で間田といえは特定できたからであろう。そしてそれは間田万歳里（二三・一一）という名籍の書き方から明らかなように県と同じレベルの行政区画である。

三 都尉から県への下達文書

下達文書の場合、一般に指揮系統からいえば、太守府から都尉府、都尉府から候官以下へ、そして県へは太守府から下されると考えられている。つまり都尉府から県に直接下達されるということは原則的にはなかつたはずである。このような伝達経路は、先にみた元康五年詔書（簡21く27）の場合においても示されている。即ち、丞相から太守、太守から農都尉

・部都尉・小府県官へ、そして都尉府から候官、候官から部へと伝達されていた。太守は軍政系列の諸都尉と民政系列の県に同時に下達しており、原則通りである。では、この原則が破られることはないのだろうか。おそらくあったと思われる。例えば、

89 九月乙亥、鑿得令延年丞置敢言之、肩水都尉府移肩水候官告尉謂東西南北都

義等補肩水尉史陞長亭長關佐、各如牒、遣自致趙侯王步光成敢石胥成皆

書牒署從事如律令敢言之

九七・一〇、二二三・一・地

のように、鑿得県令は太守府ではなく肩水都尉府に上申している。ということは下達の際も鑿得県は太守からではなく都尉府から命令を受けたのだろう。また、裁判関係の事柄についてもすでにみたように、太守府も都尉府もでてこない。候官と県との直接的やりとりであった。これらの例は単に原則の伝達経路が略されたものなのか、あるいはそれ以上の意味のあることかは俄かには判じ難いが、原則通りには行われなこともあったことがわかる。ただ、都尉府から県に直接命令が下るのは、これまでのところ、人事に関するもので、従って都尉府が県にのみ下達しなければならぬ用事があった場合に限られていた。しかし、これ以外にも直接下達される、即ち単なる伝達経路の省略とは思えない場合もあるのである。そこで、都尉府と県との関係を、下達文書に現れる「官県」なる語に注目して検討してみることにする。

さて「官県」の検討に入る前に、これとよく似た言葉の「県官」について、その意味するところを確認しておきたい。

この県官なる語は文献にもしばしばあらわれ、ふつう「おかみ（公の意）」と訳される場合が多いようだが、この他に天子あるいは県の役所といった意味でも用いられている。もちろん漢簡においてもいくつも例をあげることができる。例えば元康五年詔書にみえる県官のように県の令・長をさす場合、あるいは、

早布復袍一領

90 田卒淮陽郡囂堂邑上造趙德

練復

（以下略）●右縣官所給

畫方矢一

四九八・一四・大

のように県をさす場合がある。また次のようなものもある。

91 (上略) 案永以縣官事行警檄、恐負時、騎放馬行檄(以下略) E P F 二二・一九九

これは冊書中の一箇で、すべてを紹介すると長きにわたるので、「県官事」に関する部分のみをあげると、

92 (上略) 其夜人定時、新沙置吏馮章行珍北警檄来永求 E P F 二二・一九六

93 索放所放馬、夜宵不能得、還騎放馬行檄 取駒牢際内中去到吞北際 E P F 二二・一九七

とある。人定の時刻に、新沙置の馮章が珍北候官の檄をもってきたので、永は放の馬に乗って檄を伝えた、という内容のようだが、この場合の県官事とは県の事というよりもむしろ私に対して公務で、というほどの意味ではなかるうか。

以上、漢簡中にみられる県官のいくつかをみてきたが、これ以外の簡も含めてみな県の令・長、県あるいは公という意味で用いられている。そしてそれはある特定の場面や、ある決まった形式の文書にしか使用されないというものではなく、ごく一般的にみられるものである。

では、これに対して「官県」はどうであろうか。この語は旧簡中には一例もなく、今のところ新簡に十一例みえるのみである。しかもそれらはすべて下行文書において用いられている。では、それらはどのような意味であろうか。県官は要するに「県の官」であり、従って県の役人(令・長)とか県(という役所)という意味となった。しかしこれと同様に官県を「官の県」だとすると、意味が通らなくなってしまう。とすると、「官と県」なのかあるいはもっと他の可能性を考えるべきなのか。具体例をみてゆくことにしよう。

94 八月戊辰、張掖居延城司馬武以近秩次行都尉文書事以居延倉長印封、丞郡下官縣、承書從事下
當用者上赦者人數罪別之如詔書、書到言、毋出月廿八 掾陽守厲書佐況 E P F 二二・六八

これは都尉府から官県に下達された文書であるが、これに答えたものが次の諸簡である。

95 建武五年八月甲辰朔 甲渠部候 敢言之府下赦令 E P F 二二・一六三

96 詔書曰、其赦天下自殊死以下諸不當得赦者皆赦之、上赦者人数罪別之

E P F 二二・一六四

97 會月廿八日●謹案毋應書敢言之

E P F 二二・一六五

これによると、殊死以下の恩赦の対象となりえなかった罪人を赦除するという詔書と、それにともなつて対象となる罪人の数や罪状を報告せよという命令が都尉府から下され、それをうけて簡97では候官が該当者なしとの報告をしているのである。また簡94の八月は言うまでもなく建武五年であることがわかるが、それはこれに先行する簡、即ち太守府から都尉府に下達された文書の中に書かれていたのである。そこでこの「官県」であるが、この文書が甲渠候官から出土している以上、官県≡県ではなく、官≡候官でなければならぬことはすでに明らかであるが、漢簡において官といえは、候官をさす場合があること、永田氏が名付けられた詣官簿の用例の通りである。とすれば、この官県は「候官と県」ということになる。居延都尉府下には居延・殄北・甲渠・卅井の四つの候官が知られているが、民政系列の県が候官と並んで都尉府から直接詔書を下達されているのはどう解釈すればよいのだろうか。もちろんこの県が張掖郡下十県全てをさすことはありえない。少なくとも張掖郡にはもう一つ肩水都尉府があるのだから。すると数はわからないが、都尉府が太守府を通さず、候官と同じように詔書を下達する（書到言と復命も求めている）ことのできる県を有していたということになる。そこで、私は居延都尉府には直属する県（おそらく居延県）があった、換言すれば都尉府は民政機関としての役割ももっていた、と考えたい。もう少し例をみてみよう。都尉府から官県に下達されているのは十一例中六例なのだが、次の三例（A・B・C）は内容も形式も同じものである。

A 98 農稼戎謂官縣以令祠社禩、今擇吉日如牒、書到皆脩治社

E P C 一・三五

B 99 建武五年八月甲辰朔戊申、張掖居延城司馬武以近秩次行都尉文書事以居延倉長印封、丞邴告勸農稼

褒史尚謂官縣以令秋祠社禩、今擇吉日如牒、書到令丞循行謹脩治社禩令鮮明、令丞以下當

E P F 二二・一五三 A

100 侍祠者齋戒務以謹敬鮮潔約省為故、褒尚考察不以為意者輒言、如律令

E P F 二二・一五四

101 八月廿四日丁卯斎

EPF二二・一五五

102 八月廿六日己巳直成可祠社禊

EPF二二・一五六

103 九月八日甲辰斎

EPF二二・一五七

C 104 建武八年三月己丑朔 張掖居延都尉謹行丞事城騎千人躬告勸農掾禹、謂官縣

令以春祠社禊、今擇吉日如牒、書到令丞循行謹修治社禊令鮮明令丞以下當

EPT二〇・四

Aは年代不明だが、農掾戎即ち勸農掾の戎は簡11にもみえるので、王莽時代のものであることがわかる。これら三例の内容はいずれも春秋の社禊の祠りに関することで、Bのように祠りの日取りを記して伝えるとともにその準備を命じたものである。ではこの場合の「官県」はどうだろうか。やはり候官出土であることから官は候官となり、官県Ⅱ官と県であるといえよう。ちなみに勸農掾であるが、ここでは都尉が「勸農掾に告げ官県に謂う」という形になっており、告・謂については「同一文書の受領者に上下関係がある時に使いわけられるもの」であるから、勸農掾は官県より上位のランクの官ということになる。しかし『統漢書』「百官志の県の条に、本注曰くとして、

諸曹略如郡員、五官爲廷掾、監鄉五部、春夏爲勸農掾、秋冬爲制度掾

とみえているように、県の属官だとすると官県の上位にくることと咀嚼をきたす。従ってひとまずこの勸農掾は都尉府にもおかれていたと考えるおくことにする。この社禊の祠りは春秋二回、土地神と穀物神をまつる行事で、『統漢書』祭祀志に、

郡縣社禊、太守、令、長侍祠、牲用羊豕

とあるように全国の郡県で太守や令・長によってとり行われた。従って県には太守府から祠りに関する通知があつてしかるべきだが、都尉府からとなっている。社禊の祠りといった、軍事的事柄とは全く異なる内容の命令を都尉府から受ける県とは、やはり太守府ではなく都尉府直轄の県と考えるのが自然ではなからうか。この他、都尉府から官県に下達され

ている例をあげると、

105 六月壬申、守張掖居延都尉曠丞崇告司馬千人官、謂官縣、寫移書到如大將軍

莫府書律令

E P F 二二・七一 A

106 五月甲寅、守張掖居延都尉諶丞奉告勸農掾禹督滌掾選等、謂官縣、寫移書到

如莫府書律令

E P F 二二・六九三

の二簡がある。105には先行簡があり、そこには建武三年とみえる。司馬、千人は都尉の属官である。106も先行する簡があるはずだが不明。しかし張掖居延都尉諶、勸農掾禹の名が簡104にみえることから、建武八年頃であることがわかる。この両簡における官県もやはり候官と都尉府直轄県と解せるであろう。さらに次の簡もみておこう。

107 事下官縣承書從下當用

助府史武書佐欽

E P T 五九・二九三

これは年代が不明で発信者も都尉府か太守府かわからない。「 事下官県」は「行某官事下官県」ということであろうから、下達の対象となっているのは官県だけである。そこで今、官県≡県だとすると、これが甲渠候官から出土していることから考えて無理であり、やはりこれも候官と県ということになる。とすると発信者は都尉府である可能性大である。

さてこれまでは都尉府から官県に下達された文時において、官県は県官と同じように県とは解釈できず、候官と都尉府直轄の県であることをみてきた。しかし、同じ官県でも太守からの下達文書においては事情が違ふようである。次にその例をあげよう。

108 三月己丑、張掖庫宰崇以近秩次行大尹文書事長史丞下部大尉官縣、承書從事下當用

者有犯者輒言如詔書到言

兼掾義兼史曲書史遷金

E P T 五九・一六〇

109 十月辛酉、將屯偏將軍張掖大尹遵尹騎司馬武行副威事試守徒丞司徒

この二簡は大尹から部大尉官県に「下」された文書である点が同じである。年代はともに欠いているが108簡に三、108・109二簡に大尹（王莽時代に太守を改称したもの）及び大尉（同じく都尉を改称したもの）がみえることから王莽時代の簡であることがわかる。ではこの場合、官県はどういう意味だろうか。一般に某官が某官に「下」す場合、先にあげた元康五年詔書冊中の簡25のように「下」以下に列記された諸官の間には直接的統属関係はない。そうするとこの場合も、部大尉と官県との間には直接的統属関係はない、つまり候官と都尉府直轄下の県という解釈は成り立たないことになる。もう少し例をみおこそう。

110 ……長□□行大守事守丞宏移部都尉、謂官縣大將軍莫府

移計簿錢所牒…莫府錄律令

EPF二二・一七三A

これは始めの方が読めず、年代が不明だが大將軍莫府の語がみえることから河西大將軍董融時代のものと思われる。大將軍莫府から太守に送ってきた計簿錢を都尉に「移」し官県に「謂」う、という形である。「移」は同格官署間で用いられるとされているが、ここはその原則からはずれている。それはともかく、ここでは官県は太守から直接下達されているのである。とすると、候官はもちろん都尉府の管轄下であるから、この「官県」を「候官と都尉府直轄下の県」とは解せない。最後にもう一例。

111 九月己卯行延亭連率事備將軍□□

勸農掾戎官縣承書從事下□

EPT五二・四九〇

これは年代がわからないが連率（王莽時代、太守を改称したもの）という官名から、王莽時代のものであることがわかる。ただし延亭がどこかわからないので発信者が特定できない。さらに備將軍以下が欠けているので、勸農掾と官県に「下」すのか「告」げるのかあるいは「謂」うのか、また下達の対象がこの他にもあるのかも知ることができない。しかし、い

これにせよ勸農掾と官県が並んでいることは確かである。ちなみに勸農掾については先ほど都尉府の属官と考えておいた。この両者がともにあらわれる例はこれまでに数例みたが、いずれも「告：謂」の形においてであって、このように並んでてくることはなかった。では今のように上級官署の属官と下級官署の長が同列に下達されることはあるのだろうか。これについて例えば、

112 □長政以私印兼行候文書事、下尉部士吏□候長□等下當用者明□

□知之如詔書、書到言

掾相

二四〇・二A、二四〇・二二A・A 21①

113 閏月丁巳張掖肩水城尉誼以近次兼行都尉事下候城尉、承書從事下當

用者所詔書 / 守卒史義

一〇・二九・地

の二簡が参考となる。112は候官から尉(候官の尉)と部士吏(部の士吏)某と候長某に「下」した文書であり、113は元康五年詔書冊中の一簡で、都尉から候官長と城尉(都尉府の尉)とに「下」したものである。これらから「下」形式の文書においては上級官署の属官と下級官署の長が並び得たことがわかる。もちろん、先にも触れたように候長と候官の尉、及び城尉と候官長との間には直接的統属関係はない。とすると、簡111を残っている部分から察するに、連率が勸農掾戎と官県に下す、という形だったのではないかと思われるのである。しかし仮に発信者が張掖太守で、かつ下達の対象が勸農掾と官県だけだとすれば、都尉府にはなくその属官のみ下達するという点でこれは異例である。先の112・113両簡で、上級官署の属官と下級官署が並びうることをみたが、実は発信者はその「上級官署」の長官であった。つまり簡111の発信者が仮に都尉であれば、自らの属官及び都尉府管轄下の候官と県に下した、と理解できるのだが、連率が発信者であるので、この官県は太守府の属県と解した方がよさそうである。

以上、四例について官県⇐候官⇐都尉府直轄県とは解せない場合をみてきた。そこにみえる官県はいずれも太守から、都尉府及び都尉府の属官と並んで下達の対象となっており、官県⇐県と解せざるをえなかった。しかし、官県⇐県だとす

ると、官の字は全く意味をもたないことになる。さらに、この官県Ⅱ県の例は、先にみた官県Ⅰ候官十県とともに時期的には、王莽から建武八年までのものである。すると、同時期の公文書において同じ語が異なる意味をもつという甚だ都合なことになってしまう。この不都合を解決しようとする、太守府から下達される場合には、直接的統属関係をもつ諸官署に下達することもありうる、と例外を認めねばならなくなる。いずれにせよ、従来の知見の中では官県なる語を一義的に解釈できない場合のあることを記すにとどめざるをえない。

これまで述べてきたように、問題を残してはいるが、「官県」なる語の用例から都尉府には直轄県があったということが考えられた。辺郡都尉は県をもち治民を行うことは鎌田氏によってすでに指摘されているが、ここに張掖郡の居延都尉もその例に加えることができよう。ただ問題となるのはその時期である。ここで扱った「官県」（候官十県）なる語のみえる箇所は全て建武年間のものであった。従って建武年間になって直轄県をもつようになったのであって、それ以前は候官と県ははつきりとその所属を異にしていたのかもしれない。都尉府と県との関係は両者の間でやりとりされた文書を見れば明らかになるが、現在の発掘、研究状況からは時期を特定することはほとんど不可能である。従って、今のところ少なくとも建武初年の段階ではそうになっていたというに留めざるを得ない。

① A 21地点は布肯托尼の北。

おわりに

最後にこれまでの考察の結果をまとめておこう。

- 一 候官以下の人事権は基本的には都尉府がもつが、候官は守官・行官の任命及び新任者の推薦を行うことができた。
- また、新任者を補充する場合、軍政系列からの依頼によって県が除補することになるが、これ以外にもある条件のもとでは都尉府の裁量ではなく県が除補すること、といった規定に基づく場合もあったことが考えられた。

二 軍政系列内でおこる様々なトラブルについては、主に候官が中心となって調査や処罰が行われるが、軍政系列内では処理できない、即ち県の獄に委ねねばならない案件もあった。

三 居延都尉府は少なくとも建武初年において、直轄県をもっていた。

以上三点を検討してきた。都尉府ははじめにも触れたように、太守と同じように治所をもって府を開いて功曹その他の官属を置き、秩も比二千石と太守に非常に近く、時として太守をも凌ぐ勢いをもっていたという。ことに辺郡都尉はその性質上、独立性が強いと思われる。しかし、一章でみた如く、軍政系列内での異動については都尉が任免権をもつが、新任者を入れる時など、都尉府が人選、任命権を行使しない場合も珍しくなかったし、二章でみたように犯罪の処理についても軍政系統内では完結しえない場合がある等の点で、民政系列（具体的には県）との結び付きがみられた。いくら力が拮抗していても、例えば都尉府に集められた帳簿類が最終的に太守府に送られると考えられるように、あくまで太守のもとにあるのであって、完全に独自の運営がなされることは有り得ない。ここではこのような両者の関係の具体的な局面を抽出する作業を行ったのである。なお第三章で、建武初年段階で居延都尉府に直轄県があったことをみたが、このような場合でも都尉府と県との右の如き関係は変わらないと思われる。いわば都尉府と太守府の両面をもつ「都尉府」となるだけだから。

ここで得られた結果のみで都尉府と太守府の関係を云々するのは早計にすぎるし、内郡都尉にそのまま敷衍することも慎むべきではあるが、人事や犯罪という問題はある程度普遍性をもつ事柄であるので、この問題に関してほとんど簡牘資料に頼らねばならない現状では、内郡都尉を考える際に参照されるべきものと考ええる。今後の資料の増加と研究の蓄積を待ってさらに考察を重ねてゆきたい。

付記

本稿脱稿後、邢義田「從居延簡看漢代軍隊的若干人事制度……」説《居延新簡》札記之一……」（『新史学』第三卷第一号 一九

九二年）を見ることができた。「能不宜其官」、「修行」、「軟弱」、「間田」に關しての考察や、吏の条件として一定の資産が必要であったこと等、本稿で扱った事柄と重なる、或るいは關連する記述がある。

（京都大学研修員

）

characteristic of the late Ming period. However in the Qing period, more purely literary studies regained ascendancy denying full development to whole genre of practical geographic works, and a whole series of these practical works went out of existence.

The Relationship between Civil and Military Administration in Han Local Government—The Case of Juyan in Gansu

by

SUMIYA Tsuneko

In the Former Han period, each commandery had a taishou 太守 as its chief administrator and a duwei 都尉, his subordinate, who was in charge of military affairs. Duwei were not involved in civil affairs, but we can see from their salary and other clues that they had almost equal power. In what way was the administration of military affairs with the duwei at its head related to the administration of civil affairs? Regarding this point, there are many possible sources of evidence, but in this paper I make use primarily of wooden slips (jiandu 簡牘) excavated from Juyan in Gansu. To be more specific, I examined the records pertaining to county officials and those pertaining to watchtower captains (houguan 候官), both subordinate elements in their respective hierarchies. I find that both were involved in personnel questions and the handling of problems at the local level. Since these two areas of interaction are general ones not specifically connected to the frontier, these findings can be generalized not only to other frontier areas but also to the interior.